

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
AT受入整備・ブランド力向上事業を公募します

今年9月に開催されるアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）バーチャル北海道を契機に、日本全国でアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）の動きが活発になっている。ATは、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であり、ポストコロナのコンテンツとして最も有望であると考えられる。ATのコンセプトと共に、本道に広がるATコンテンツを道内および道外に広く周知し、本道のATブランド力を高めることを目的とし事業を実施する。

記

1. 事業名 令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業（AT受入整備・ブランド力向上事業）
2. 事業目的
北海道は他県と比較し、優位性のある自然があり、滞在型観光の拡大に繋がる体験プログラムがあるが、「食」や「景観」と比較すると、旅行目的としては低い状況にある。これは、旅行者が、どの季節に？どこで？何が体験できるか？を知らないことが一因と考えられる。
また、今年9月に開催されるATWSバーチャル北海道を契機に、日本全国でATの機運が高まってくると予想され、ATの3要素（自然・体験・文化）は、本道の魅力をあますことなく活かすことができる。このため、ATのコンセプトを道民に広く周知するとともに、道内の体験アクティビティと一緒にプロモーションすることで、道内でのATを推進し、本道ATの魅力と体験アクティビティ情報を道外日本人に向けて発信することで、AT目的で本道を訪れる観光客を増やし、本道のATブランド力を向上させることを目的とする。
3. 応募方法
募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）
 - 6月21日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載
 - 6月24日（木）：事業説明会（オンライン）
 - 6月28日（月）：企画提案参加表明期限
 - 7月9日（金）：企画提案書の提出期限
 - 7月12日（月）：審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
 - 7月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
上田 昌司 m_ueda@visithkd.or.jp

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業 AT 受入整備・ブランド力向上事業・企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

北海道は他県と比較し、優位性のある自然があり、滞在型観光の拡大に繋がる体験プログラムがあるが、「食」や「景観」と比較すると、旅行目的としては低い状況にある。これは、旅行者が、どの季節に？どこで？何が体験できるか？を知らないことが一因と考えられる。

また、今年9月に開催されるATWS バーチャル-北海道を契機に、日本全国でATの機運が高まってくると予想され、ATの3要素（自然・体験・文化）は、本道の魅力をあますことなく活かすことができる。このため、ATのコンセプトを道民に広く周知するとともに、道内の体験アクティビティと一緒にプロモーションすることで、道内でのATを推進し、本道ATの魅力と体験アクティビティ情報を道外日本人に向けて発信することで、AT目的で本道を訪れる観光客を増やし、本道のATブランド力を向上させることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）12,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和4年2月28日（月）まで

(2) 業務スケジュール

6月21日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

6月24日（木）：事業説明会（オンライン）

6月28日（月）：企画提案参加表明期限

7月9日（金）：企画提案書の提出期限

7月12日（月）：審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

7月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

(3) 業務完了日

※令和4年2月28日(月)までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) WEBサイト作成

昨年度事業で制作したAT英語ページ(以下)を参考に、「ATとは何か」、「北海道のATフィールドとしての優位性」、「具体的なATコンテンツ」等について、日本人に周知することを目的として、日本語のWEBサイトを作成する。

<https://best.visit-hokkaido.jp/adventure-travel/>

※Why is Hokkaido Great for Adventure Travel ページを翻訳して掲載すること。

※The Wonders of Hokkaido ページの5テーマを翻訳して掲載すること。

※その他、ATをPRするために有効と思われるコンテンツを提案すること。

※WEBサイトの情報を多くの人に伝えるための広告を実施すること。

※WEBサイトの閲覧数等のKPIを設定すること。

※サーバーは北海道観光振興機構を使用。サーバー設置料として25,000円(税別)を計上のこと。

(2) デジタルパンフレットの作成

「ATとは何か」を周知し、「道内の体験アクティビティを容易に検索」できるデジタルパンフレットを作成し、イベント等で広く一般旅行者に配布することを目的とする。

上記(3)で作成するWEBサイトの内容に加えて、「旅して体験!北海道」WEBサイト掲載の「アウトドアガイド所属、アウトドア事業者検索ページ」を組み合わせたデジタルパンフレットとする。

※「旅して体験!北海道」WEBサイト掲載の体験観光から、ATアクティビティだけを抜粋する。

※旅行者がアクティビティを検索しやすいデジタルパンフレットに仕上げる。

※作成したデジタルパンフレットは、(3)(5)で活用する。

(3) 道内向けATWS機運醸成プロモーション

民間事業者主催のイベントと共催し、道民向けに「ATWSバーチャル-北海道」を周知し、道内ATへの興味関心を高めることを目的とする。

① ブース出展によるプロモーション

※上記(1)ならびに(4)で作成したウェブサイトとデジタルプロモーションをQRコード化したツールを配布し、道内のAT観光コンテンツをPRすることを主目的とする。

※ATWSバーチャル-北海道を周知するためのパネルを作成すること。

※装飾に係る費用は最小限に止めること。

※ブース代は無料。

※北海道観光PRキャラクターのキュンちゃんを活用すること(無料)。

② イベント用ガイド派遣

※派遣するガイドは、観光機構と協議のうえ決定すること。

※イベント主催者と連携し、派遣するガイドへ案内を行うこと。

※ガイド派遣費用として、300,000円を見積もりに計上すること。

(4) メディア等招聘による情報発信

道外メディアを招聘し、道外日本人向けに北海道のAT情報を広く発信し、誘客に繋げることを目的とする。

※招聘するメディアおよび取材行程、時期等について、具体的に提案すること。

※招聘するメディア数:3社以上

※取材日数:4泊5日以上

※記事掲載(招聘)は、デジタルメディアとすること。

※掲載メディア名および記事量、閲覧数等のKPIを設定すること。

※掲載メディアから、(1)で作成するWEBサイトへのリンク誘導を行うこと。

(5) 体験型観光商談会の実施

2022年のグリーンシーズンの商品造成に向けた商談会を実施する。

時期:令和3年11月

対象:(セラー)道内体験アクティビティ事業者、観光協会、市町村自治体
(バイヤー)道内旅行会社、道外旅行会社、メディアなど

規模:(セラー)80団体程度

(バイヤー) 40 事業者程度

商談：商談時間を 4 時間、1 商談 15 分とする。

※マッチング商談会を基本とするが、自由商談の時間も設けること。

※コロナ感染症予防対策を講じること。

※会場に来ることが出来ないバイヤーのために、オンラインブースを設置すること。

※セラーおよびバイヤーへのアンケートを実施すること。

※KPI を設定すること。

(6) WEB プロモーション

「旅して体験！北海道」サイトへの誘導広告

<http://www.hokkaido-taiken.jp/>

※KPI を設定すること。

(7) WEB サイト更新

「旅して体験！北海道」WEB サイトの更新を行うこと。<http://www.hokkaido-taiken.jp/>

※北海道知事認定アウトドアガイド所属、北海道知事認定アウトドア事業者検索ページの更新業務。

北海道体験観光協議会と連携し、当サイト掲載のガイド情報の追加、修正、削除を行う。

8. 企画提案に係る手続き

(1) 提出物

①企画提案書（※見積書含む）

A4サイズ5部（社名あり1部、社名なし4部）

※審査上 具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記7の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4 用紙 1 枚程度)

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和3年7月9日(金) 12:00(厳守)

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内

(公社)北海道観光振興機構 AT 推進本部(担当:上田)

TEL: 011 - 206 - 6951

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

9. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、6月28日(月) 17:00(厳守)までにメールで参加表明をすること。

担当:上田 m_ueda@visithkd.or.jp

10. 事業説明会

事業内容について、説明会を開催します。参加希望の方は、6月23日(水) 15:00までにメールで連絡すること。

日時: 令和3年6月24日(木) 13:00~13:30

場所: ZOOM ミーティング

※お申込みいただいた方に、URL を送ります。

11. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

- ・事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

- ・費用対効果が高い提案になっているか。

12. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

13. 著作権等の取扱

(1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT 推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951

上田 昌司 m_ueda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業(AT受入整備・ブランド力向上事業)」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業(AT受入整備・ブランド力向上事業)」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名称) (代表者)	㊟
構成員	(所在地) (名称) (代表者)	㊟
構成員	(所在地) (名称) (代表者)	㊟